（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
Ⅰ　現状 （１）　地域の災害リスク 【　洪　水　】ハザードマップ・利根川水系榛名白川洪水浸水想定区域図（下図参照） 高崎市が公表している箕郷地域版のハザードマップによると、榛名白川上流部で想定最大規模降雨（687.5 ㎜／24 時間）により河川が氾濫した場合、箕郷町内の白川地域の河川沿いの地域では 0.5ｍ～3ｍ未満の浸水が想定されており、家屋倒壊等氾濫想定区域にもなっている。この地域は、集落が点在しているものの大半は農地が広がっている。 また、当会が立地する箕郷支所周辺の西明屋地区や住宅や商業施設の多い上芝地区・下芝地区、住宅地の多い生原地区は比較的、緩やかな傾斜地であり、河川との高低差があるため、河川氾濫による浸水被害は想定されていないものの、近年の台風や前線の活発化を背景とした大雨に加え、気候変動やヒートアイランド現象などの影響により、狭い範囲に短時間で猛烈に降る雨（いわゆるゲリラ豪雨）を要因とした豪雨による内水氾濫といった浸水被害が過去には数か所発生しており、水害の対策が求められる。これらの地域は、小売業・サービス業、建設業、製造業と幅広い業種の事業者が所在しており、豪雨被害に加え、落雷によって、製造設備や事務機器の故障の恐れもある。   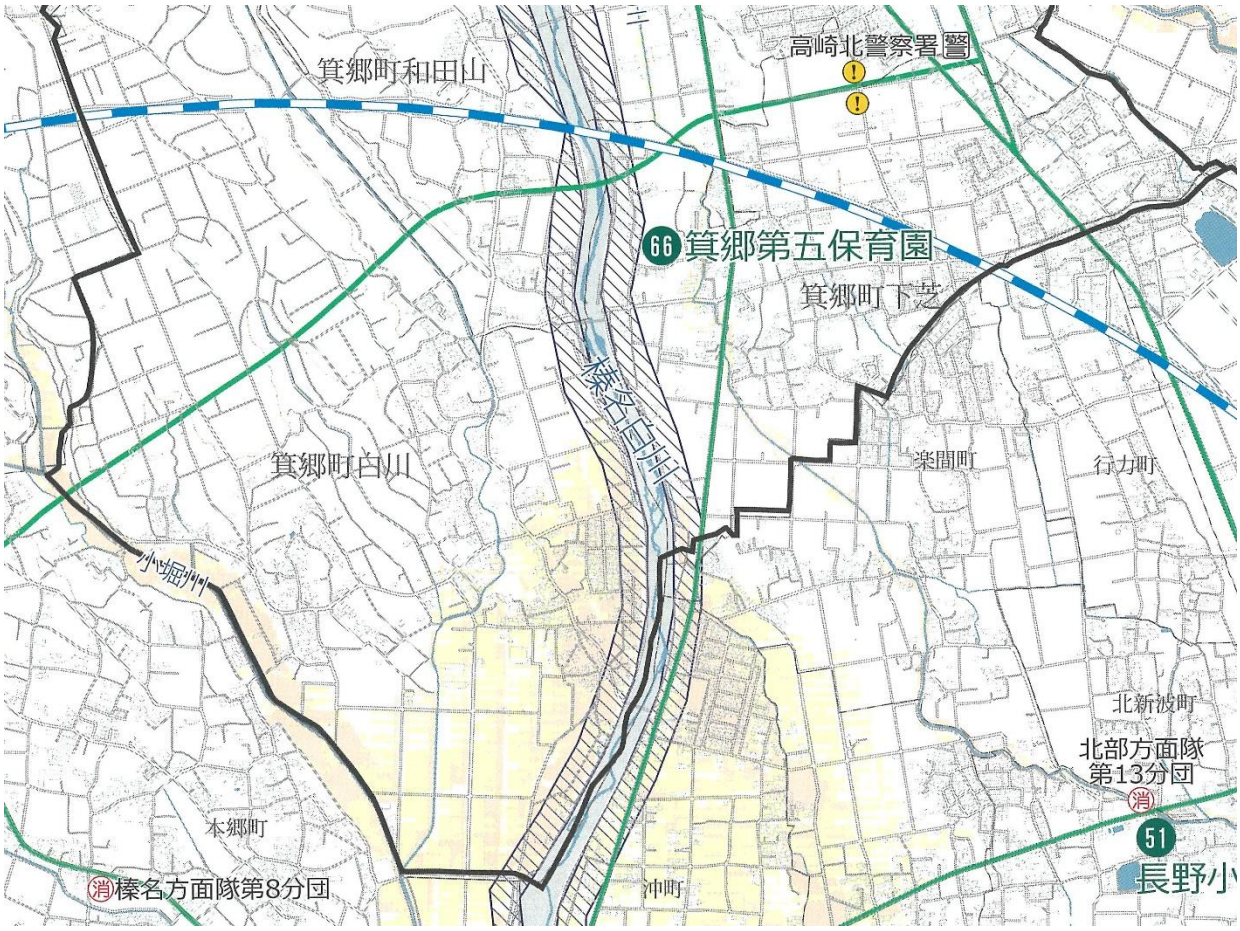

【　土　砂　災　害　】：ハザードマップ（下図参照）

高崎市のハザードマップによると、箕郷町北部にあたる善地・中野・松之沢地区は地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、商工業の集積場所はない。法面からの土砂流出で主要地方道 28 号高崎吾妻線や県道 126 号榛名山箕郷線の通行止めによる地域経済への影響も想定される。

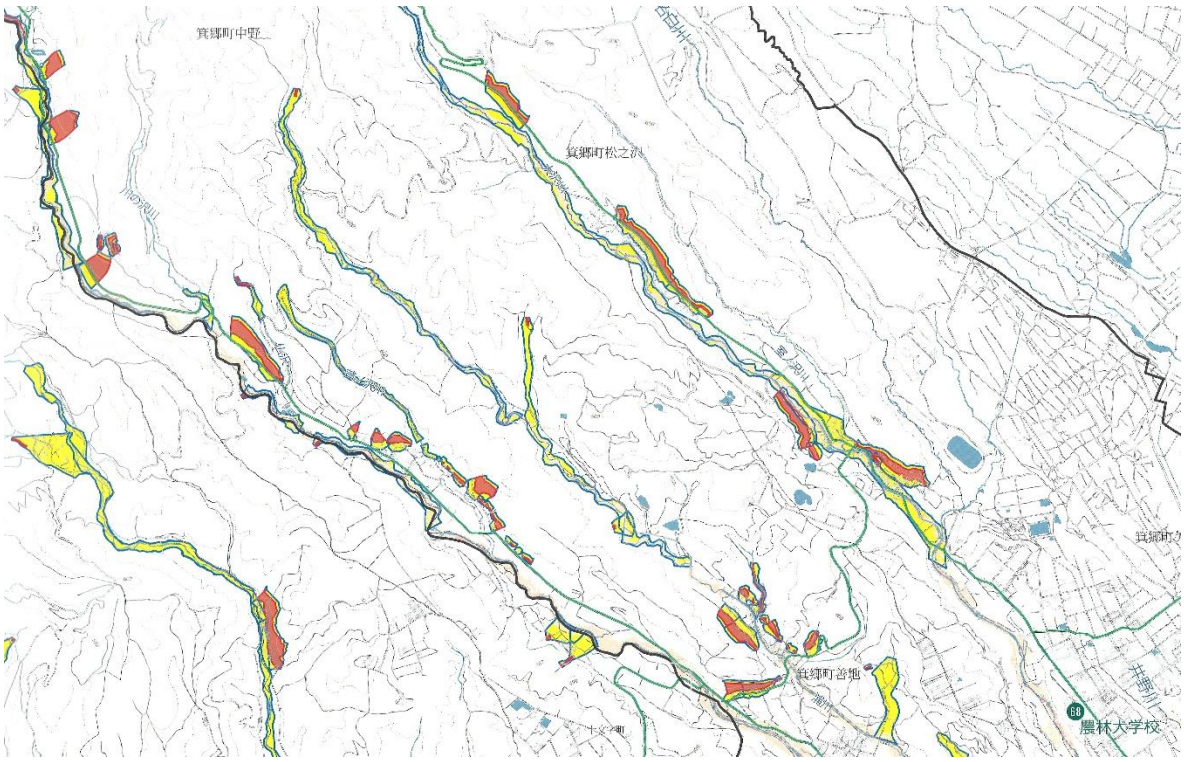

【　地　震　】：J－SHIS

地震ハザードステーションの防災地図（下記、図）によると、高崎市周辺には大きい地震を発生させるような活断層として、高崎市直下をとおる「深谷断層帯」が存在する。この活断層により想定される地震は最大でマグニチュード 8.1 であり、当該地域の多くは震度 6 弱が想定される。

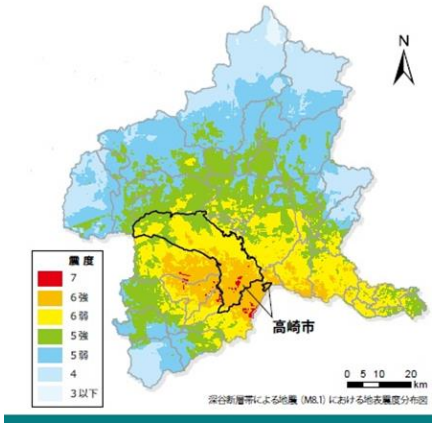

（出典：高崎市ハザードマップ：令和 5 年 3 月発行）

今後 30 年以内の地震発生確率は、ほぼ 0%～0.1%と地震災害の可能性は低いが、発生した場合、人的物損被害は勿論、ライフライン被害も甚大（地震直後全域で断水、全域復旧には 1 ヶ月程度を要する）であるため、多くの事業所が影響を被ると想定される。

【 近 年 の 自 然 災 害 の 被 害 状 況 】

① 令和６年６月 集中豪雨 林道室ノ沢線

②令和６年８月 集中豪雨 城西線（市道箕郷 208 号線）

③令和６年９月 集中豪雨 原山線（市道箕郷 209 号線）

④ 令和６年９月 集中豪雨　土砂流出/鳴沢湖歩道

（写真提供：高崎市箕郷支所地域振興課）

箕郷地域の榛名白川流域では、過去、昭和 41 年に発生した集中豪雨によって、榛名白川・大沢川・車川などの河川が大氾濫し、死者４名、負傷者８名、住戸の倒壊４戸、家屋の流失７戸、床上浸水 138 戸、床下浸水 138 戸、罹災世帯 850 戸 5,000 人の大きな被害に見舞われた。これ以降、河川敷の護岸工事や砂防ダム整備等の対策が図られたことにより、近年では、大雨、洪水、土砂災害等、広範囲での大規模な被害は発生していない。

しかしながら、榛名山の南面に位置している当地域は、台風の通過の際に雨雲が山に当たることによる大雨の影響を度々受けており、これまでは、豪雨による倒木や土砂流入といった土砂災害が主であったが、平成26年2月に観測史上最高となる降雪で60㎝の積雪量を記録し、県道等の主要幹線道路や地域の生活道路が通行止めとなり全面開通までに数日を要し、物流が途絶え市民生活に大きな影響を与えるなど、今後、想定を超えるどの様な自然災害に見舞われるか見当がつかない状況である。

これらの災害に遭遇すれば、管内事業者が被る被害が甚大となる可能性も考えられる。この為、市は、過去の経験を踏まえ大雪時等の幹線道路の通行確保に向け国、県、市、業者が連携して対応にあたる高崎市道路除雪行動計画を策定している。

（２）商工業者の状況

・商工業者等数　　547人
・小規模事業者数　　376人
【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	卸・小売業	99名	50名	上芝・下芝地区に多く分布
	製　造　業	101名	59名	管内に広く分布
	建　設　業	129名	129名	管内に広く分布
	サービス業	124名	79名	管内に広く分布
	旅館飲食業	22名	20名	上芝・下芝・生原地区に多く分布
	そ　の　他	45名	24名	

（３）これまでの取組

【高崎市の取組】
①高崎市地域防災計画の策定。
②高崎市総合防災訓練の実施。
③ハザードマップによる啓蒙活動。
④災害時の避難所の開設。
⑤「安心ほっとメール」の配信。
※防犯・防災・火災・気象・市政の地域情報を随時メールにて配信。登録料は無料。

【高崎市箕郷商工会の取組】
①自然災害後の会員被災状況の確認と高崎市への報告。
②当会会員向けの保険制度について会報誌を通じた周知と加入促進。
③高崎市が実施する防災訓練への参加及び協力。

Ⅱ　課題

当会の現状では、災害時において管内事業所への具体的な対応策や情報の収集、支援についての明確な取り決めはなく、群馬県や高崎市の調査依頼に対して簡易な聞き取り調査を行うのみであり、災害時の対応を指導できる経営指導員も存在しない。

また、行政への連絡体制や情報共有、役割分担も確立できておらず、行政・商工会双方が事業者から受ける被害報告に基づいて、それぞれが立場に応じた支援を講じるのみである。

チラシ配布等啓発活動を実施してきたが、災害が比較的少ない地域性もあり、商工業者・小規模事業者の危機管理意識は思うように上がらない。引き続き危機管理意識の啓発を行う必要がある。

Ⅲ　目標

①管内小規模事業者に対し、平時から災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するため、BCP 計画策定支援を実施する。

②管内小規模事業者の BCP 計画策定に併せ、事業継続力強化計画の認定と連鎖倒産防止の観点から、セーフティネット共済等への積極的な加入を推進する。

③組織内において平時からの情報と支援知識の共有など、支援体制の構築を図る。

④災害発生時において、行政との連絡体制・情報共有・役割分担の明確化を図る。

⑤金融機関や損保会社との連携を強化し、災害発生後の速やかな復興支援を講じる。

※　その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和７年７月１日～令和12年６月30日） （２）事業継続力強化支援事業の内容 ・当会と高崎市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。 ＜１．事前の対策＞ ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・経営指導員による巡回等において、高崎市のハザードマップを用い、自社の自然災害のリスクを啓蒙する。また、災害時に有益な情報（商工会員向け保険制度パンフレット）の提供を行い、万が一のリスクに平時から備えるよう指導を行う。 ・「商工会だより」や商工会ホームページにおいて、事業継続力強化計画認定制度等の国の施策、高崎市の防災計画等を紹介することで、管内小規模事業者に対し、災害リスクについての意識向上を図る。 ・事業継続計画について、セミナーや専門家による個別相談を実施し、策定支援を講じる。 ・必要に応じて、連携する保険会社職員とともに経営指導員が同行訪問により、管内小規模事業者に災害時に利用できる保険商品等の説明を行う。 ・群馬県商工会連合会が連携する支援機関の取組を参考にし、有益なものを管内事業者へフィードバックする。 ②高崎市箕郷商工会自身の事業継続計画の作成 ・当会は、令和２年、「事業継続計画」を策定（別添）。 ③関係団体等との連携 ・事業継続計画策定に精通したぐんま共済協同組合や日本政策金融公庫との連携を強化し、管内小規模事業者を対象にした「事業継続計画策定セミナー」や被災時に利用できる損害保険商品や融資制度の紹介を行う。 ・群馬県商工会連合会にて連携する支援機関に対し、事業継続計画策定推進のための啓蒙普及ポスター掲示依頼、共催によるセミナー実施する。 ④フォローアップ ・管内小規模事業者へ事業継続計画や事業継続力強化計画の策定や認定状況についてアンケート調査等を行い、把握する。また、当該計画の策定が困難な事業者については、経営指導員がアドバイスをするとともに、専門的な内容については、ぐんま共済協同組合との協力体制において、策定支援を講じる。 ・群馬県商工会連合会に各支援機関での取組等について情報共有を行うとともに改善点や効果的な支援策を協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（例：令和元年台風 19 号・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、高崎市との連絡ルートの確認等を行う。（具体的な訓練については必要に応じて実施。）

＜２．発災後の対策＞

①応急対策の実施可否の確認

・自然災害等発災時においては、まず当会職員の安否確認を第一と考える。安否確認のうえで、下記手順により、被害状況を把握し法定経営指導員が高崎市等関係機関へ連絡を行う。

（ⅰ） 災害発災後、速やかに当所職員の安否確認を以下の順位に基づいて行う。

順位 1・携帯メール一斉送信または LINE による安否確認

順位 2・未返信者へメール再発信。安否確認（２回目）上記順位１．に同じ。

順位 3・未返信者へ携帯電話→自宅電話→緊急電話へ連絡。上記内容についてヒアリングを行う。

順位 4・自宅及び避難所訪問。自宅等に訪問し上記内容の確認を行う。

（ⅱ）当会職員の安否確認と業務従事可否や被害状況等を商工会と高崎市にて共有する。

（ⅲ） 業務従事可能である場合は、速やかに管内事業所の被害把握に努める。

②応急対策の方針決定

・商工会において把握した被害状況や被害規模を高崎市へ報告し、情報の共有を図った後に応急対策の方針を決定し、然るべき支援を講じる。

・当会職員が電話や状況に応じて現地確認により、被害が見込まれる地域の事業所の被害状況を把握。なお、職員の生命に危険が及ぶ災害状況の場合は、現地確認や屋外での確認作業は実施せず、安全が確認できた後の調査を行うこととする。

・被害状況を確認した結果をまとめ、高崎市へ報告する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・事業所全壊（1 階天井まで浸水など、事業所が全壊） ・大規模半壊（床上 1mまで浸水など、事業所内で大きな被害が発生） ・半壊（床上で浸水が見られ、事業所内で大きな被害が発生） ・被害が見込まれる地域の事業所と連絡が取れない、または交通網が遮断され、確認ができない）
被害が見られる	・半壊に至らない床上浸水（事業者内で比較的軽微な被害が発生） ・床上浸水（什器・備品の破損など） ・床下浸水
ほぼ被害はない	・事業所敷地内等で浸水はあったが、被害を受けたとまでは言えない。

	・目立った被害の情報はない。

※想定は内閣府「災害に係る住家の被害認定」を参考

・本計画により、当会と高崎市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災直後～	速やかに情報を共有する
発災後～1週間	1日に1回以上共有する
2週間～4週間	適時、共有する
1ヶ月以降	適時、共有する

・高崎市と応急対策の方針を確認し、双方で対応できる被災支援を行う。

＜３．発災時における指示命令系統・連絡体制＞下図は、連絡ルート

・自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
・二次被害を防止するため、高崎市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前に決めておく。
・当会と高崎市と情報を共有した上で、当会が、商工会連合会へ報告し、商工会連合会が群馬県へ報告する。

※当会が高崎市と情報共有のうえで作成する報告書は、別紙（実態調査票）を参照。

（連絡ルート）

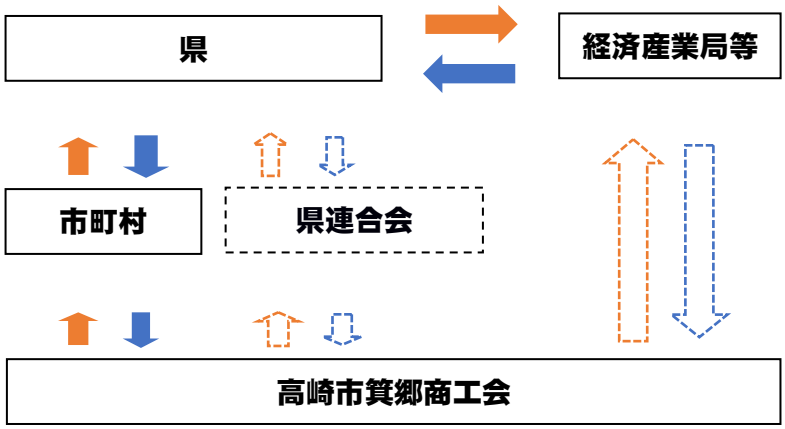

※　塗りつぶしの矢印は情報収集を示し、点線の矢印は情報共有といった関係性を示す。

＜４．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

・相談窓口の開設方法について、高崎市と相談する。（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
・安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。

・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。

＜５．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

・国、群馬県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県商工会連合会等に相談する。

※その他
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

（別表２）

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

（令和７年８月現在）

（１）実施体制

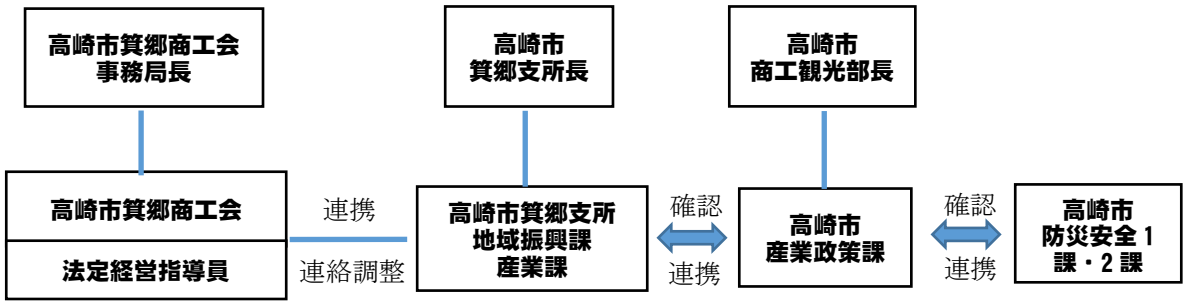

（２）商工会による小規模事業者の支援に関する法律第５条第５項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

綿貫　克也

TEL 027-371-2150 / FAX　027-371-6184　E-mail: misato-s@lily.ocn.ne.jp

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度　等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1 年に 1 回以上）

（３）商工会、関係市町村連絡先

①商工会

高崎市箕郷商工会

〒370－3105　高崎市箕郷町西明屋 353

TEL 027-371-2150 / FAX　027-371-6184　E-mail: misato-s@lily.ocn.ne.jp

②関係市町村

高崎市箕郷支所　地域振興課

〒370－3192　高崎市箕郷町西明屋 702 番地 4

TEL 027－371－4185 / FAX　027－371－5777

E-mail: misato-chiiki@city.takasaki.gunma.jp

高崎市箕郷支所　産業課

〒370－3192　高崎市箕郷町西明屋 702 番地 4

TEL 027－371－9057 / FAX　027－371－5777

E-mail: misato-sangyou@city.takasaki.gunma.jp

高崎市役所 商工観光部 産業政策課
〒370－8501　高崎市高松町35番地1
TEL 027－321－1255 / FAX 027－325－4879　E-mail: sangyou@city.takasaki.gunma.jp

（4）被害情報等報告先
群馬県商工会連合会　総務企画課
〒371-0047　群馬県前橋市関根町三丁8番地の1
TEL 027-231-9779 / FAX 027-234-3378 ／ E-mail:　somu@gcis.or.jp

報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

※その他
・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

（別表３）

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（単位：千円）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	60	60	60	60	60
・セミナー開催費	0	0	0	0	0
・専門家派遣費	0	0	0	0	0
・チラシ等作製費	50	50	50	50	50
・その他経費	10	10	10	10	10

（備考）必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、高崎市補助金、 群馬県補助金 、事業収入 等

（備考）調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

（別表４）

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携者名	
ぐんま共済協同組合 住所：〒371-0841 前橋市石倉町4-9-10 代表者：理事長　広瀬　博之	
連携して実施する事業の内容	
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③災害時の地区内小規模事業者に対する専門的内容支援	
連携して事業を実施する者の役割	
連携者名	役割
ぐんま共済協同組合　高崎支店 住所：〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所会館内	①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ・事業継続計画策定のセミナー並びに個別相談会の実施 ③災害時に活用できる保険商品等の案内
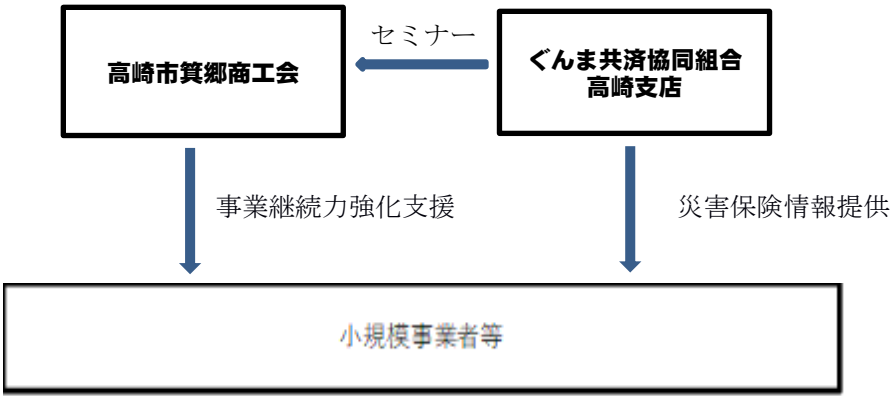
連携体制図等